

山形県新価値創造発信拠点（アンテナショップ）整備事業設計業務簡易公募型プロポーザル

参加表明書及び技術資料に係る質問回答

令和8年10月21日

番号	資料名 該当頁	質 問 事 項	回 答 事 項
1	募集要領 P. 2	参加資格要件として、競争入札参加資格者名簿に登録されている者とありますが、現在、当該資格の随時受付が行われていないため、本プロポーザルへの参加が可能な事業者が限定されるものと考えます。 つきましては、入札参加資格の取得に必要な書類を提出することをもって、名簿への登録に代える措置は可能でしょうか。または、本プロポーザルへの参加表明時点では未登録であっても、契約締結時までに当該資格を取得することを条件として、参加を認めたいいただくことは可能でしょうか。	募集要領5（1）アの要件を満たす者とは認められません。
2	募集要領 P. 2	参加資格要件に記載されている「当該建築士事務所に属する建築士5名以上」について、人数の算定は、一級建築士、二級建築士及び木造建築士の合計でよいでしょうか。	貴見のとおりです。
3	募集要領 P2	「5. 参加者の資格」に「（2）に掲げる要件を満たす設計共同体」とありますが、設計共同体で参加する場合、参加表明書提出時に協定書の提出は必要でしょうか。様式の指定、写しでいいかどうか等含めてご教示ください。	協定書及びその写しの提出は必要ありません。
4	募集要領 P4	提出部数 正本1部・副本9部とありますが、様式1に関しましては、押印したものを正本とし、副本には正本（社名入り・押印したもの）のコピーを提出すると解釈して宜しいでしょうか。もしくは、副本には社名・押印なしで提出でしょうか。	正本のみに押印し、副本は押印不要です。なお、副本は正本のコピーでも支障ありません。
5	募集要領 P2 作成要領 P3	技術者の資格要件、様式4に記載する技術者の業務実績については、現在の所属事務所における実績でなく、前職での実績の記載は可能でしょうか。	可能です。
6	募集要領 P12	同種、類似実績の店舗等には物品販売の店舗やレストランなどの他、展示場も含まれると考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

番号	資料名 該当頁	質 問 事 項	回 答 事 項
7	作成要領 P1, 3	参加資格調書及び技術資料に関する※その他、添付書類は、正本のみ1部ご用意し、副本は不要で宜しいでしょうか。添付書類の綴じ方は、様式2～6とは別に、クリップ留で宜しいでしょうかご教示ください。	添付書類は、正本のみに一部提出してください。様式1～5及び添付書類はひとまとめにしてクリップ留してください。
8	作成要領 P1	参加資格調書の添付書類として「所属建築士の数を証明できる書類」とありますが、JV で参加する場合の当該書類は代表構成員のみ提示すればよろしいでしょうか。	代表構成員のみで支障ありません。
9	作成要領 P1	最新の建築士事務所登録の所属建築士の数を証明できる書類とありますが、建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書を提出することによろしいでしょうか。	支障ありません。
10	作成要領 P1	建築士法第23条の6の規定による「設計等の業務に関する報告書」の写しについて、「建築士事務所登録受付システム」による電子申請のため受付印がありません。つきましては、「手続き完了メールの写し」を受付印とみなして差し支えないでしょうか。	建築士事務所登録受付システム(電子申請)を利用して手続きを行った場合は、同システムから送信される手続き完了メール又は登録通知メールの写しを、受付印に代わるものとして取り扱います。
11	作成要領 P1	参加資格調書の添付書類として「所属建築士の数を証明できる書類(いずれも受付印の押印があるもの)」とありますが、当該書類を「登録受付システム」で手続きした場合、受付印のある書面がありませんが、どのようにしたら宜しいでしょうか。	同上。
12	その他	本件整備事業の工事発注方式(指名競争入札、一般公募型入札等)が決まっていましたらご教示ください。	未定です。
13	その他	本件整備事業の工事監理は当該設計受託者が行うことになるでしょうか。	未定です。
14	その他	本提案の受託者(JV の場合の構成員を含む)が、貴県の工事に係る競争入札参加資格者にもなっている場合、本件工事の元請または下請けとして参画することに制限はないでしょうか。	特に制限はありません。